「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第五条の二第一項第一号イに規定する税務署長の承認を受けた同条第五項第四号に規定する適格外国仲介業者」を「租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の十八の二第二項に規定する国債適格外国仲介業者」に改める。

○財務省告示第百九十号

物価連動国債の取扱いに関する省令（平成十六年財務省令第七号）第四条に規定する者を定める件（平成十六年二月財務省告示第七十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月一日

財務大臣　菅　直人

第六号中「第五条の二第一項第一号」を「第五条の二第一項（同項に規定する振替国債に係るものに限る。）」に改める。

○文部科学省厚生労働省告示第一号

児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成二十二年厚生労働省令第七十五号）の施行に伴い、並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項第四号及び第二項第三号の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項第四号及び同条第二項第三号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年文部科学省厚生労働省告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月一日

文部科学大臣　川端　達夫

厚生労働大臣　長妻　昭

第四の七中「幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあっては」を「認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満三歳以上の子どもに対する食事の提供については」に改め、「、当該認定こども園の満三歳以上の子どもに対する食事の提供について」を削る。

○厚生労働省告示第二百一十五号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

第三に次の二号を加える。

二十二　蛍光膀胱鏡を用いた5―アミノレブリン酸溶解液の経口投与又は経尿道投与による膀胱がんの光力学的診断　筋層非浸潤性膀胱がん

二十三　十二種類の腫瘍抗原ペプチドによるテーラーメイドのがんワクチン療法　ホルモン不応性再燃前立腺がん（ドセタキセルの投与が困難な者であって、HLA―A24が陽性であるものに係るものに限る。）

○厚生労働省告示第二百一十六号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）の一部の施行に伴い、所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

平成二十二年六月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示

次に掲げる告示の規定中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

一　健康保険法施行規則第五十五条の規定に基づき厚生労働大臣が定める収入の額の算定方法（平成十四年厚生労働省告示第三百三十三号）

二　船員保険法施行規則第四十六条の規定に基づき厚生労働大臣が定める収入の額の算定方法（平成十四年厚生労働省告示第三百三十四号）

三　国民健康保険法施行規則第二十四条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める収入の額の算定方法（平成十四年厚生労働省告示第三百三十五号）

四　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第三十一条の規定に基づき厚生労働大臣が定める収入の額の算定方法（平成十九年厚生労働省告示第三百九十八号）

○厚生労働省告示第二百一十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

別表11の診断群分類点数表の1374の項及び1375の項を次のように改める。

1374及び1375	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―

別表11の診断群分類点数表の1380の項及び1381の項を次のように改める。

1380及び1381	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―

別表11の診断群分類点数表の1386の項を次のように改める。

1386	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―

○厚生労働省告示第二百一十八号

児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成二十二年厚生労働省令第七十五号）の施行に伴い、並びに障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第三項及び第三十条第二項並びに附則第二十二条第四項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

別表第5の1のロを次のように改める。

ロ　基準該当生活介護サービス費

(1)　基準該当生活介護サービス費(I)　728単位

(2)　基準該当生活介護サービス費(II)　884単位

別表第5の1の注2中「ロ」を「ロの(1)」に改め、同注4を同注5とし、同注3を同注4とし、同注2の次に次のように加える。

3　ロの(2)については、指定障害福祉サービス基準第94条の2の規定による基準該当生活介護事業所において、基準該当生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

表を次のように改める。

地域	月齢
福岡県	満五月
佐賀県	満五月
長崎県	満五月
熊本県	満五月
大分県	満五月
宮崎県	満五月
鹿児島県	満五月
沖縄県	満五月

○農林水産省告示第八百三十六号

肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和六十三年政令第三百四十七号）附則第四項の規定に基づき、平成二十二年五月十二日農林水産省告示第七百三十七号（肉用子牛生産安定等特別措置法施行令附則第四項の規定に基づき農林水産大臣が定める地域及び農林水産大臣が定める月齢を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月一日

農林水産大臣　赤松　広隆